

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のトピックスでご覧いただけます
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

社会保険・厚生関係

産前産後休業期間中の保険料免除と、 産前産後休業を終了した際の標準報酬改定の実務

次世代育成支援の観点から、平成26年4月1日より、産前産後休業期間中の社会保険料免除制度が始まった。育児休業期間中の社会保険料免除制度と同様、事業主が所定の申出書により申し出ることにより、休業期間中は本人負担分および事業主負担分ともに社会保険料が免除される。併せて、産前産後休業後に職場復帰した被保険者の報酬が、短時間勤務等により低下した場合の標準報酬月額の見直し措置も、育児休業等終了後の改定と同様の仕組みで導入された。ここではこれらの制度利用時の実務について解説する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律
(平24. 8.22 法律62)

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 (平26. 3.31 厚労令41)

佐々木寛奈 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 産前産後休業期間中の保険料免除の概要

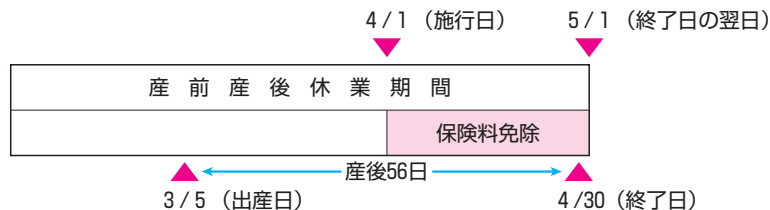
平成26年4月1日より、産前産後休業開始日の属する月から産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までの社会保険料について、事業主が所定の申出書により申し出ることにより、本人負担分および事業主負担分ともに免除されることになった。この申し出は、労働者から産前産後休業取得の申し出があった場合に、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を提出することにより行う。

産前産後休業期間中の社会保険料免除の規定は

平成26年4月1日施行のため、施行日前から産前産後休業していた者については、平成26年4月1日に産前産後休業を開始したものとして、平成26年4月分から保険料が免除されることになる。この場合、産前産後休業期間中の保険料の免除期間は、産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月までの期間となることから、単胎妊娠の場合、実質的に、平成26年3月5日以後の出産（平成26年4月30日に産前産後休業が終了となる者は4月分が免除）に保険料免除が適用されることとなる[図表1]。

なお、当該社会保険料免除期間は、将来の年金

図表1 産前産後休業期間中における社会保険料の免除期間



図表2 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

休業等	育児休業（第1子）	就業（3歳未満の第1子を養育）	産前産後休業（第2子）
標準報酬月額	保険料免除	育児休業等終了時改定 下回る前の標準報酬月額とみなす 実際の給与額	特例措置の終了 保険料免除

青い太線（—）は、標準報酬月額の高さを表す。

青い破線（- - -）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表す。

額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われる。

2. 産前産後休業取得者申出書の手続き

「産前産後休業取得者申出書」（13ページ）に記載する事項は、次のとおりである。

- ①事業所整理記号／②被保険者整理番号／⑦年金手帳の基礎年金番号／④被保険者の氏名／③被保険者の生年月日／④出産予定年月日／⑤出産種別（※単胎または多胎）／⑦産前産後休業期間／⑥産前産後休業開始年月日／⑦産前産後休業終了予定年月日／⑧作成原因／⑤出生児の氏名（※多胎の場合は列記）／⑩出産年月日

事業主が提出するこの申出書は、出産前・出産後どちらでも提出できるが、産前産後休業期間中に行う必要があることに注意する。なお、⑤出生児の氏名および⑩出産年月日は出産前に提出する場合は記入不要である。

また、当該申し出に係る子以外の子について、養育期間の標準報酬月額の特例措置^注を受けている場合は、当該申し出に係る産前産後休業の開始により特例措置が終了するため、「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要である【図表2】。

注：養育期間の標準報酬月額の特例措置とは、子が3歳になるまでの間に勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、労働者が申し出る（事業主経由）ことにより、子を養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる、標準報酬月額のみなし措置である。

3. 産前産後休業期間に変更があったとき

産前産後休業期間とは、出産日（出産日が出産予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの間に、妊娠または出産^注を理由として労務に従事しなかった期間をいう。

注：出産とは、妊娠85日以後の分娩^{ぶんべん}をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶をいう。

「産前産後休業取得者申出書」により届け出た産前産後休業期間について社会保険料が免除されるが、通常、労働者が産前産後休業の取得を申し出る場合、出産予定日以前42日から出産予定日後56日を産前産後休業期間として申し出る。出産予定日より前に出産した場合は、申し出があった産前産後休業期間と実際の休業開始日および終了日に変更が生じる【図表3】。また、出産予定日より

後に出産した場合は、申し出があった産前産後休業期間と実際の休業終了日に変更が生じることとなる〔図表4〕。そのため、出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した場合は、出産予定日に出産しない限り、産前産後休業期間に変更が生じる。したがって、出産により産前産後休業期間に変更があったとき、または、届け出た産前産後休業期間よりも前に休業を終了した場合は、産前産後休業期間の変更が決定次第、または終了後速やかに届け出る必要がある。この届け出は、事業主が「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出することにより行う。

4. 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

産前産後休業終了後に育児休業を取得せずに復職した場合であって、復職後の勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って報酬額が低下した場合、労働者が申し出る（事業主経由）ことにより、産前産後休業終了後の3カ月の報酬額の平均に基づき、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月（休業終了日の属する月から4カ月目）から改定することができる〔図表5〕。この届け出は、事業主が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出することにより行う。なお、産前産後休業

を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出することはできない。

当該標準報酬月額の改定の要件は、次のとおりである。

- (1) 産前産後休業前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に1等級以上の差が生じるとき
- (2) 産後休業終了日の翌日の属する月以後3カ月のうち、少なくとも1カ月における「報酬の支払の基礎となる日数」が17日以上であること^注

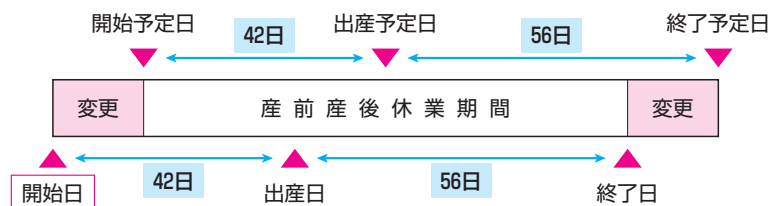
注：一般の労働者（正社員）と異なる雇用形態の労働者（パートタイマー等）であって、1日の労働時間が短い、あるいは1週間の労働日数が少ない労働者に係る「報酬の支払の基礎となる日数」の取り扱いについては、3カ月のいずれも17日未満の場合は、そのうち15日以上17日未満の月の報酬額の平均によって算定する。

なお、産前産後休業を終了した際の標準報酬改定の規定も、平成26年4月1日施行のため、施行日以降に産前産後休業が終了となる者が対象である。

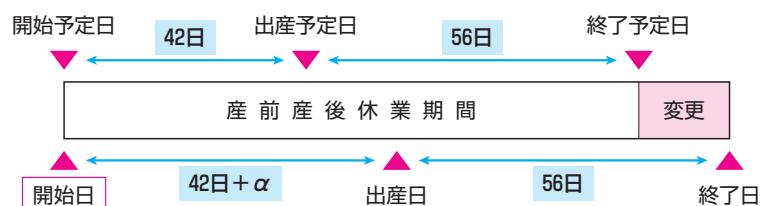
5. 実務上の留意点

これまでも育児休業期間の社会保険料については、本人負担分および事業主負担分ともに免除されていたが、産前産後休業期間はあらかじめ期間の分かっている育児休業期間と異なり、出産日より社

図表3 出産予定日より前に出産した場合



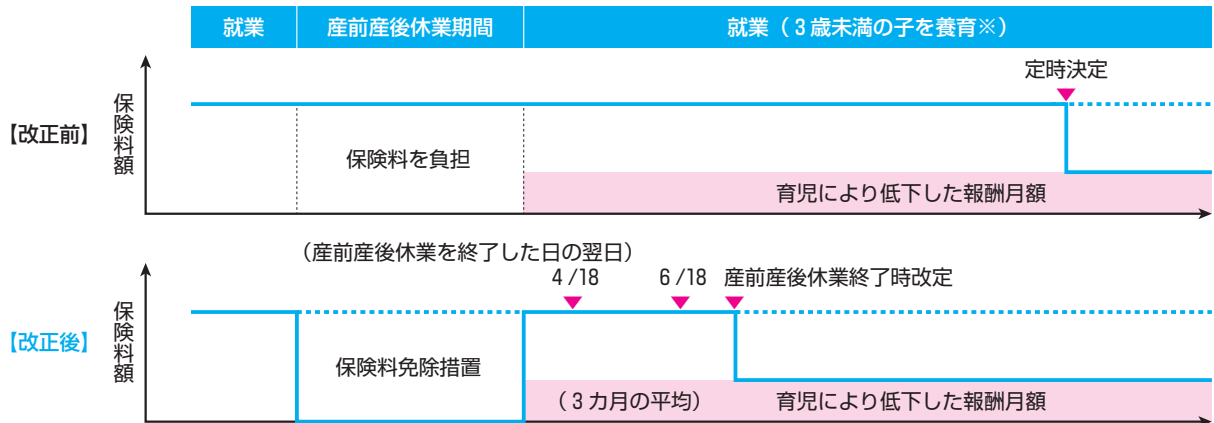
図表4 出産予定日より後に出産した場合



会保険料免除の対象となる休業開始月が変更となる場合がある。例えば、予定していた産前産後休業期間よりも前から早産等により休業し、出産予定日より前に出産した場合で、休業開始予定日と実際の休業開始日が月をまたいだ場合、社会保険料免除の対

象となる休業開始月が変更する。この場合、免除されるべき社会保険料を給与から既に控除していることが考えられ、控除した社会保険料について返金処理が発生する。そのため、給与計算における社会保険料の取り扱いについて、注意が必要である。

【図表 5】 産前産後休業を終了した際の改定例(改定前と改定後)



※青い太線（—）は保険料算定上の標準報酬月額、青い破線（.....）は給付額算定上の標準報酬月額

※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額を下回る場合、その期間は従前の標準報酬月額を基に年金額を計算

届書コード 2 7 3	処理区分 届書	健康保険 産前産後休業取得者申出書 厚生年金保険		事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者
----------------	------------	-----------------------------	--	----------------	-------------------	--------------	-------

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※「印欄」は記入しないでください。

①事業所整理番号		②被保険者整理番号		⑦年金手帳の基礎年金番号		④被保険者の氏名 (フリガナ) (氏) (名)		③被保険者の生年月日 昭 5 年 月 日 平 7	
④出産予定年月日 平成 7 年 月 日		⑤出産種別 単胎 0 多胎 1		⑦産前産後休業期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		⑥産前産後休業開始年月日 平成 7 年 月 日		⑦産前産後休業終了予定年月日 平成 7 年 月 日	
⑧作成原因 ※		⑨出生児の氏名 (フリガナ) (氏) (名)		⑩出産年月日 平成 7 年 月 日		送 信		備 考	

平成 年 月 日提出
受付日付印

事業所所在地 〒 -	⑪
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号 () -	

社会保険労務士の提出代行者印	
⑫	